

11月は児童虐待防止推進月間です

全国の児童相談所に対応した児童虐待に関する相談件数は、平成24年度で66,807件(速報値)と依然として増加傾向にあります。児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題です。この機会に児童虐待問題について、考えてみてください。

■市こども課(福岡庁舎) ☎43・8124

子育て中のお父さん・お母さんへ

一人で悩んでいませんか?

子育て中は普段以上にストレスがたまりやすいものです。子育てや子どもの発達などについて、悩み事や心配事は尽きないかもしれません。



心配や悩みは一人で抱え込まないで相談を

こうした悩みや心配は一人で抱え込まないことが大切です。誰かに話したり、聞いてもらったりすることで気持ちが軽くなると共に、解決のヒントを得ることもできます。

子育ての不安や悩みは、気軽に次の相談先に相談ください。

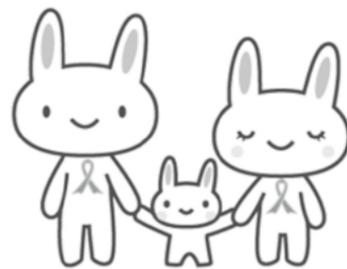
さしのべた その手がこどもの 命綱

全国共通ダイヤル

0570-064-000

児童相談所に電話がつながります。

- 福岡県宗像児童相談所 ☎37・3255
- 福津市家庭児童相談室(こども課内) ☎43・8218



話して放そう、あなたの悩み

育児は楽しいですか?

思い通りにいかない育児の日々に戸惑いや焦りを感じてしまうこともあるでしょう。

完璧な子育てはありません。肩の力を抜いて、時には手抜きすることも大切です。

子育てがきついつと思ったとき、つらい思いを誰にも訴えられなければ、ストレスがどんどんたまっていきます。まずは声に出して誰かに愚痴を言きましょう。そして人の手を借りましょう。

誰かに悩みを話すことは、あなたの悩みを手放すことです。

一人で抱え込まずに、はなしてみませんか?



地域に暮らす皆さんへ

気になる子どもが近くにいませんか?

あなたの気づきが子どもを守ります。「虐待かな?」と思ったらすぐにご相談ください。



夜遅くまで遊んでいたりと、家に帰りがたがらなかつたりする



激しく叱りつける声と泣き声がいつも聞こえる



子どもに不自然なあざやけががある

「虐待かな?」と思ったら、迷わず通告してください

近所の家庭の様子がおかしいなと思ったときなどは、迷わず相談・通告してください。虐待かどうかを判断する必要はありません。あなたが見たり聞いたりしたことを伝えてください。

しつけ?虐待?

保護者は「しつけ」のつもりでも、子どもにとって著しく苦痛である場合は虐待に当たります。児童虐待は、子どもの生命を脅かし、将来にわたり心を深く傷つける犯罪です。長期間不適切な養育環境に置かれることで、心身の発育に深刻な影響を与え、非行や犯罪などの問題行動、心的外傷後ストレス障害(PTSD)などを引き起こすこともあります。虐待はどのような理由であっても、正当化されるものではありません。

迷ったときは子どもの立場で考えてみてください。

虐待の通告は国民の義務です

児童虐待の防止等に関する法律では、国民全体に通告義務を課しています。相談・通告は匿名でできますし、虐待でなかったとしても通告者が責任を問われることはありません。また、通告者のプライバシーは保護されています。あなたの相談が子どもを救う手がかりです。

児童虐待とは・・・

●身体的虐待

なぐる、ける、激しく揺さぶる、おぼれさせる、異物を飲ませる、やけどさせる、冬や夜中に戸外に締め出す、意図的に子どもを病気にさせる など

●性的虐待

子どもへの性交・性的暴行、性的行為の強要、性器や性交を見せる、わいせつな写真などの被写体になることを強要する など

●ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車や家に置き去りにする、家に閉じ込める、病气やけががしても病院に連れて行かない、同居人が子どもに虐待していても放置する など

●心理的虐待

ことばによる脅し、脅迫、無視、拒否的な態度を示す、きょうだい間の差別的な扱い、目の前で行われる家庭内暴力 など

